

わかば国際特許事務所・金杜律師事務所合同知財セミナー  
中国特許紛争審理における司法解釈のポイントと明細書作成時の注意点

【日程】2016年6月29日(水曜) 15:00-17:15(受付開始14:40)

【場所】東京都港区芝5-26-24 田町スクエア5階 リロの会議室「田町」F会議室

アクセス方法ご案内 <http://relo-kaigi.jp/conference/minatoku/tamachi.html>

【セミナーの概要】

中国での権利活用はますます重要度を増している中、2016年4月1日から、中国の「最高人民法院による特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定の解釈(二)」(以下、司法解釈という)が施行されました。今回の司法解釈は、特許(特実意を含む)出願、特許権の付与、無効審判に大きな影響を与えるものです。本セミナーでは、北京市高級人民法院知的財産庭で実際に訴訟を扱ってきた元裁判官の石弁護士から、これまでの長年の裁判の経験に基づき、判例紹介を交えながら、今回の司法解釈のポイント及び明細書作成時の注意点を紹介いたします。

【セミナーの項目】

1.特許請求の範囲の確定について

- (1)特許の無効審判手続及び特許侵害手続の相互影響及び調和
- (2)請求項に記載された序文部分の保護範囲の影響
- (3)特許審査包袋等の関連書類が請求項解釈に果たす役割
- (4)閉鎖式組成物の請求項の解釈
- (5)機能的構成要件の解釈
- (6)使用環境の構成要件の限定的役割
- (7)製法の製品への限定的役割
- (8)請求項に記載されていない製法ステップの順番の限定的役割
- (9)数値構成要件の均等論適用

2.侵害責任の確定

- (1)間接侵害(侵害の幫助・教唆)の認定
- (2)標準必須特許の保護規定
- (3)合法的な出所の侵害責任への影響
- (4)侵害差止めをしない具体的規定

【講師紹介】

【名前】石必勝(せき ひつしょう)

【経歴】金杜律師事務所(King&Wood Mallesons 法律事務所) パートナー 中国弁護士・中国専利代理人

2004年から北京市海淀区人民法院の裁判官として商事、知的財産の訴訟を担当。2010年9月から2015年12月まで、北京市高級人民法院知的財産庭の裁判官として、2500件を超す訴訟を担当。その判決は「中国法院十大知的財産案件」、「中国法院十大イノベーション案件」等で何度も重要判例に選出されている。2016年1月から金杜律師事務所知的財産訴訟部に勤務。

※中国の学術誌、人民法院報、中国知識産権報等での論文発表多数。

※『デジタルインターネット知的財産権司法保護』、『専利権有効性司法判断』、『専利の進歩性判断研究』執筆、その他共同執筆も多数。

※中国政法大学客員教授。



**【使用言語について】**

講演は中国語ですが、日本語による逐次通訳を行います。

**【参加費】無料**

**【申込方法】**

わかば国際特許事務所のホームページ(<http://www.wakabapat.jp/>)より講習会申込ページへ進み、必要事項をご記入の上お申込みください。

会場の都合上、定員60名、先着順締め切りとさせていただきます。同一のお客様から複数のご参加につきましては、人数を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

なお、当日は名刺を1枚持参して直接会場にお越しいただき、名刺を受付へご提出ください。

※このセミナーは一般的な情報、講演者個人の見解等の提供を目的とするものであり、わかば国際特許事務所としての法的アドバイス又は公式見解ではありません。

以上